

＜法及び条例における義務違反者への対応の整理について＞

根拠	義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料
法	全ての者	①喫煙禁止場所における喫煙禁止	○	○（命令に限る）	○（30万円以下）
		②紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等の禁止	○	—	○（50万円以下）
	施設等の管理権原者 （所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のこと） *を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者（管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと）にも義務が発生する。	③喫煙器具・設備等の撤去等*	○	○	○（50万円以下）
		④喫煙室の基準適合	○	○	○（50万円以下）
		⑤施設要件の適合（喫煙目的施設に限る）	○	○	○（50万円以下）
		⑥施設標識の掲示	○	—	○（50万円以下）
		⑦施設標識の除去	○	—	○（30万円以下）
		⑧書類の保存（喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る）	○	—	○（20万円以下）
		⑨立入検査への対応*	—	—	○（20万円以下）
		⑩20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*	○	—	—
		⑪広告・宣伝（喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る）*	○	—	—
		条例	⑫喫煙可能室の設置禁止	○	○
⑬立入検査への対応*	—		—	○（2万円以下）	